

平成 30 年度協議会運営状況報告

平成 30 年度芽室町総合保健医療福祉協議会及び個別部会実績	・・・	1
全体会議所管		
① 『第3期芽室町総合保健医療福祉計画』策定	・・・・・・・・・・	2
高齢者・介護部会所管		
② 『第7期芽室町高齢者保健福祉計画』進行管理		
③ 『第7期芽室町介護保険事業計画』進行管理	・・・・・・・・・・	4
保健・医療部会所管		
④ 『第4期芽室町健康づくり計画』策定	・・・・・・・・・・	6
地域福祉部会所管		
⑤ 『第4期芽室町地域福祉計画』策定	・・・・・・・・・・	8
障害者部会所管		
⑥ 『第5期芽室町障がい者福祉計画』進行管理		
⑦ 『第1期芽室町障がい児福祉計画』進行管理	・・・・・・・・・・	10
子育て部会所管		
⑧ 『芽室町子ども・子育て支援事業計画』進行管理	・・・・・・・・・・	12
⑨ 『芽室町発達支援計画』進行管理	・・・・・・・・・・	14
⑩ 『芽室町放課後子どもプラン』進行管理	・・・・・・・・・・	16
⑪ 『芽室町保育基本計画』進行管理	・・・・・・・・・・	18



平成30年度芽室町総合保健医療福祉協議会及び個別部会実績

部会名 委員数	全体会議		高齢者・介護	保健・医療	地域福祉	障害者	子育て			
	計画名	現在 次期	8	8	8	8	子ども・子育て支援事業 計画	発達支援計画	放課後子どもプラン	保育基本計画
1	開催時期(月)	5月24日	2月28日	7月31日	6月27日	3月4日	H25～R2年度 R3～R5年度	H25～H30年度 ※子ども・子育て支援事業計画へ統合	H25～H30年度	H25～H30年度
	内容(概要)	総合保健医療福祉計画 R元～R4年度 R5～R8年度	高齢者保健福祉計画・ 介護医療事業計画 H30～R2年度 R3～R5年度	健康づくり計画 R元～R4年度 R5～R8年度	地域福祉計画 R1～R4年度 R5～R8年度	障がい者福祉計画・ 障がい児福祉計画 H30～R2年度 R3～R5年度	子ども・子育て支援事業 計画 H27～R元年度 R2～R6年度	発達支援計画 H25～H30年度	放課後子どもプラン	保育基本計画
2	開催時期(月)	8月30日		11月14日	11月27日				8月30日	
	内容(概要)	計画素案の協議	計画素案の協議	計画素案の協議	計画素案の協議	計画素案の協議	進行管理	進行管理	進行管理、新計画の素案協議	
3	開催時期(月)	2月6日		12月20日	1月23日				12月20日	
	内容(概要)	計画素案の協議	計画素案の協議	計画素案の協議	計画素案の協議	計画素案の協議	二一ス調査	二一ス調査	計画素案の協議	
4	開催時期(月)	2月8日		1月10日	2月4日					
	内容(概要)	パブリックコメント	パブリックコメント	パブリックコメント	パブリックコメント					
5	開催時期(月)	3月13日								
	内容(概要)	計画答申	計画答申							
6	開催時期(月)									
	内容(概要)	全体会議	全体会議							

所管部会

全体会議にて計画を策定

計画名

第3期芽室町総合保健医療福祉計画

計画期間

令和元年度～令和4年度（4か年）

計画概要

芽室町のまちづくりの計画として最も上位に位置付けられている『第5期芽室町総合計画（以下：総合計画）』の将来像、基本目標、施策等との整合を図りながら、保健・医療・福祉施策の推進に関する総合的な計画。

『総合計画』の「まちづくりの基本目標」の1つである「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、町民一人ひとりが住み慣れたまちで生涯を通じて健やかに暮らせるよう、ライフステージの視点と関係施策の総合化により、より質の高いサービス提供を目指している。

また、本計画は計画期間の異なる保健福祉分野7個別計画間の連携・施策の継続性を目指すものであることから、各分野の現状と課題を踏まえた個別計画の指針となるもの。

策定のポイント

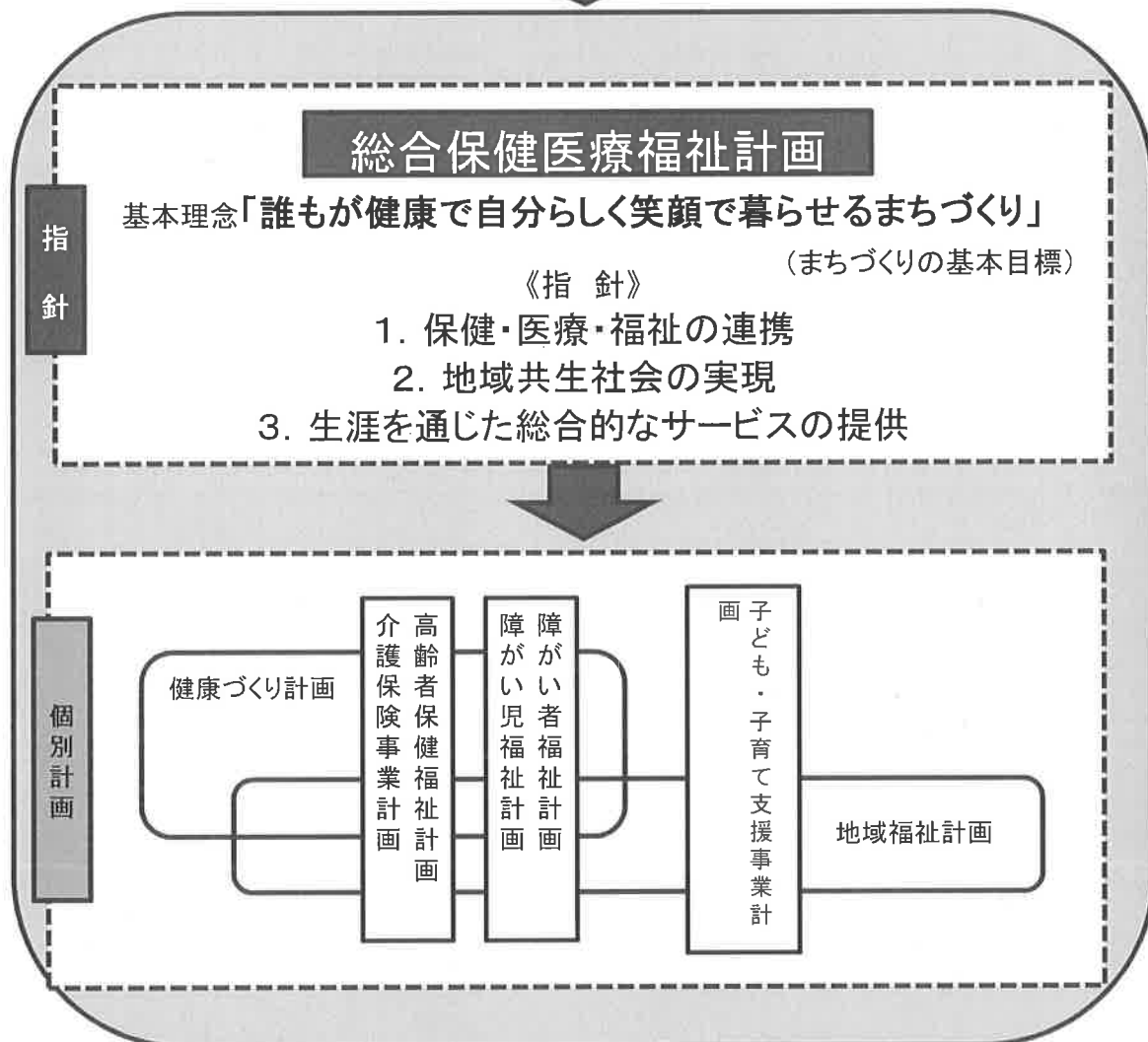
『総合計画』前期実施計画の点検結果やこの間に見直しを行った各分野計画の内容を踏まえ、第3期計画を策定。

本計画は、7つの個別計画の指針となる計画であり、第2期計画の基本部分を継承した。

全体会議開催状況

- 第1回 平成30年5月24日（木）18:30～19:10  
計画の概要・進行管理報告、各部会の経過確認
- 第2回 平成30年8月30日（木）18:30～19:00  
委員の委嘱、第3期計画（素案）の協議
- 第3回 平成31年2月6日（水）18:30～19:00  
第3期計画（原案）の協議
- 第4回 平成31年3月13日（水）18:30～19:20  
各個別計画（案）の協議、協議結果を町へ答申

# 第5期芽室町総合計画



所管部会

高齢者・介護部会（家内典夫部会長）

計画名

第7期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

計画期間

平成30年度～令和2年度（3か年）

計画概要

老人福祉法第20条の8規定による「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条規定による「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定。

少子高齢化の進行を踏まえ、芽室町が今後取り組む高齢者の保健福祉施策の概要を明らかにし、併せて、介護保険事業の効果的な運営を計画的に実現することを目的としている。

第4期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、芽室町総合保健医療福祉計画の個別計画として位置づけられるもの。

進行管理報告

- 1 第7期計画中間年度の進行管理として、1月末時点の計画実績又は年度末実績見込みをもとに協議
- 2 介護保険法に基づく、地域密着型サービス事業者の指定状況、指導監査状況の協議
- 3 地域包括支援センターの事業報告、事業計画の協議
- 4 認知症初期集中支援チームによる支援報告、支援計画の協議

部会開催状況

第1回 平成31年2月28日（木）18:30～19:30  
指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定状況及び監査状況、第7期計画の進捗状況、認知症初期集中支援チーム事業報告など

## 第7期 芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

### 第1章 計画の基本的事項

- 第1節 策定の趣旨
- 第2節 介護保険法の改正
- 第3節 計画の位置づけ・期間
- 第4節 計画の策定体制

### 第2章 高齢者の現状と将来推計

- 第1節 65歳以上人口と将来推計
- 第2節 介護に関すること
- 第3節 高齢期の健康づくり
- 第4節 高齢者の活躍と社会参加の推進
- 第5節 暮らしの安心と不便の解消

### 第3章 サービス提供体制の現状と評価

- 第1節 介護給付等対象サービス
  - 居宅／地域密着型サービスの利用状況
  - 介護予防サービスの利用状況
  - 施設サービスの利用状況
  - 介護サービスごとの利用状況
- 第2節 介護給付等対象外サービス
  - 生涯を通じた健康づくり
    - (1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防
    - (2) 健康づくりに向けた体制整備
  - 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展
    - (1) 高齢社会に対応した医療体制の推進
    - (2) 予防医療提供の推進
  - 地域で支え合う福祉社会の実現
    - (1) 地域福祉を推進する体制づくり
  - 高齢者福祉の充実
    - (1) 生きがい・社会参加の促進
    - (2) 生活支援・環境整備の推進
    - (3) 介護予防の推進
    - (4) 地域支援協力体制の確立
  - 互いに認め合う地域社会の形成
    - (1) 高齢者の権利擁護
  - 生涯学習の推進
    - (1) 高齢者の学習機会の創出と社会教育事業との連携
  - その他の高齢者保健福祉関連施策

### 第4章 高齢者保健福祉計画

- 第1節 高齢者保健福祉計画の基本目標と事業体系
  - 基本目標1 高齢期の健康づくり
  - 基本目標2 高齢者の活躍と社会参加の推進
  - 基本目標3 暮らしの安全と不便の解消
- 計画の事業体系
- 第2節 計画推進のための各事業
  - 基本目標1 高齢期の健康づくり
  - 基本目標2 高齢者の活躍と社会参加の推進
  - 基本目標3 暮らしの安全と不便の解消

### 第5章 介護保険事業計画

- 第1節 第7期介護保険事業計画の基本目標
  - 第2節 日常生活圏域の設定
  - 第3節 自立支援、介護予防、重度化防止の推進
  - 第4節 医療・介護の連携の推進
  - 第5節 介護サービス基盤の整備等
  - 第6節 地域支援事業の推進
    - 地域包括支援センターについて
    - 地域支援事業について
  - 第7節 介護保険財政の健全な運営
    - 介護サービス量の見込み
    - 第1号被保険者の保険料
    - 低所得者への配慮
- 第7期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画概要
- 添付
- 第7期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過
  - 第7期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画諮問書
  - 第7期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画答申書

所管部会

保健・医療部会〔村上哲也部会長〕

計画名

第4期芽室町健康づくり計画

計画期間

令和元年度～令和4年度（4か年）

計画概要

健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画、自殺対策基本法第13条に基づく市町村自殺対策計画として策定。

第5期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とする。

対象は40歳から64歳の壮年期を中心として、20歳以上を含む町民。

ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりを行っていけるよう、町民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目標に計画を推進。

策定のポイント

- 1 町民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目標に計画を推進する。
- 2 基本理念に基づき、芽室町の現状及び健康課題を踏まえ、8分野の課題に取り組む。
- 3 自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、「健康づくりを総合的に行う」視点から、自殺対策計画を盛り込む。
- 4 「芽室町地域福祉計画」「芽室町高齢者保健福祉計画」「芽室町食育推進計画」「芽室町データヘルス計画」等と十分な整合性を図る。

部会開催状況

- 第1回 平成30年 7月31日（火）18:30～19:40  
「第3期計画の進捗状況、第4期計画の策定ポイント」
- 第2回 平成30年11月14日（水）18:30～20:15  
「第4期計画（素案）」の協議
- 第3回 平成30年12月20日（木）18:25～18:55  
「第4期計画（原案）」の協議



# 計画の基本的な考え方

## 基本理念

第5期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、家庭・地域・職場・関係機関・行政が連携し計画を推進していきます。

## 政策

### 3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり

#### 3-1-1 生涯を通じた健康づくり

##### 【目標達成のための8分野と主な事務事業】

町民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命(健康で元気に生活する期間)の延伸を目標に計画を推進します。

芽室町の現状及び健康課題を踏まえ、目標達成のために、健康的な生活習慣の確立に向けて課題を8つの分野に分けて取り組みます。

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 栄養・食生活    | 成人食生活改善事業、成人健康教育相談事業、健康ポイント制度運営事業  |
| 2 身体活動・運動   | 生活習慣改善教室開催事業、健康づくり実践団体支援事務、成人健康教育相談事業、健康ポイント制度運営事業                         |
| 3 たばこ       | 成人健康教育相談事業、健康ポイント制度運営事業  |
| 4 こころの健康    | 精神保健普及事業、健康ポイント制度運営事業  |
| 5 歯と口腔の健康   | 成人歯科保健対策事業、健康ポイント制度運営事業  |
| 6 がん        | 各種がん検診事業、成人健康教育相談事業、健康ポイント制度運営事業   |
| 7 糖尿病・循環器疾患 | 生活習慣改善教室開催事業、健康診査推進事業、特定健診事業、特定保健指導事業、成人健康教育相談事業、国保生活習慣改善指導事業、健康ポイント制度運営事業 |
| 8 感染症       | エキノコックス症予防事業、高齢者予防接種事業、インフルエンザ対策事業、健康診査推進事業、健康ポイント制度運営事業                   |

所管部会

地域福祉部会〔田口聡明部会長〕

計画名

第4期芽室町地域福祉計画

計画期間

令和元年度～令和4年度（4か年）

計画概要

社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画。  
少子高齢化、核家族化、地域連帯意識の希薄化、虐待や孤立死問題など、今日的な社会情勢に起因する生活課題に対応し、地域共生型社会の実現に向けて、第3期計画に代わり策定したもの。

他の個別計画を横断的に内包する広範な計画であり、「目指すべき地域社会の有り様、求められる住民同士の関係性」や「それらを目指すための施策や推進の方向性」について示す、比較的概念的な計画。

「だれもが孤立せずに支え助けあう、おもいやりで満ちた共生のまちづくり」を、基本理念としている。

策定のポイント

- 1 国の計画策定ガイドラインに基づいた、計画策定方針を策定し、地域共生型社会の実現に向けた計画を策定。
- 2 第3期計画を基本的に継承し、新たに、計画の推進体制として、町民・事業者・行政・社会福祉協議会の役割を記載した。
- 3 若年の「無業者」への取り組みが必要との意見があり、「無業社会」について計画に取り入れた。
- 4 時代の変化に伴う新しい用語に、注釈を加えるよう意見があり、計画全体に加えた。

部会開催状況

- 第1回 平成30年6月27日（水）18：30～19：15  
地域福祉計画の概要と第4期計画策定方針、施策の体系イメージの確認
- 第2回 平成30年11月27日（火）18：30～19：45  
第4期計画（素案）の協議
- 第3回 平成31年1月23日（水）18：25～19：15  
第4期計画（原案）の協議

第4期芽室町地域福祉計画 施策の体系

計画目標	基本目標	基本施策	具体的施策
I 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進	1 地域住民活動のさらなる推進	(1) 地域活動の推進と地域力の向上  (2) 活動意識を高める仕組みづくり	① 町内会・行政区活動等の推進 ② ボランティア活動の推進 ③ 老人クラブ活動の推進 ④ 高齢期の地域貢献活動の推進 ⑤ 育児支援活動の推進  ① 町民公益活動支援 ② 自治振興活動に対する支援 ③ 協働のまちづくり活動支援 ④ 公共サービスパートナー制度 ⑤ 人材育成支援 ⑥ 地域担当職員制度 ⑦ 認知症サポーターの養成 ⑧ 介護予防ポイント推進事業 ⑨ ゲートボールを通じた世代間交流の推進 ⑩ イベントを通じた相互理解の促進 ⑪ 共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の活用促進
	2 地域力を高めるネットワークの推進	(1) 地域資源をつなぐネットワークの推進	① 町民活動支援センターによるネットワーク ② ボランティアセンターによるネットワーク ③ 生活支援コーディネーターによるネットワーク
II 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備	1 身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備	(1) 相談支援機能の充実  (2) 相談支援機関の周知 (3) 相談支援機関の連携 (4) 訪問による相談の推進	① 民生委員・児童委員による相談支援 ② 健康・栄養相談支援（生涯を通じた健康づくり） ③ 地域包括支援センターによる相談支援 ④ 相談支援事業所による相談支援 ⑤ 子育てに係る相談支援 ⑥ 医療機関における相談支援  ① 相談窓口の更なる周知 ① 相談機関同士の連携支援 ① 訪問による相談の推進
	2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立	(1) 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開  (2) 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進	① 介護保険サービス ② 障がい福祉サービス ③ 子育て支援サービス ④ 福祉人材確保対策事業の推進  ① サービス未利用の要支援者の把握体制 ② 権利侵害・差別防止対策の推進
	3 福祉サービス利用者の権利擁護	(1) サービスの選択・手続きなどに支援を要する方への支援	① 成年後見制度の普及・啓発と町長による申し立ての運用 ② 日常生活自立支援事業の活用推進 ③ 判断能力の段階に応じた権利擁護施策の活用 ④ 権利擁護支援に従事する人材等の育成
III 地域で安全・安心に生活できる環境の整備	1 地域で安全に暮らせる環境の整備	(1) 災害時要配慮者の支援  (2) 消費者被害の未然防止  (3) 子どもの権利と安全対策	① 避難支援プラン（個別支援計画）の策定推進 ② 災害時要配慮者台帳の活用推進 ③ 福祉避難所の指定  ① 消費生活相談の推進 ② 未然防止に向けたさらなる取り組み  ① 『子どもの権利に関する条例』の啓発普及 ② 子どもの安全対策の推進
	2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備	(1) 住環境の改善支援  (2) 交通弱者の生活交通の確保  (3) 一人暮らし高齢者などへの支援	① 介護保険制度による住宅改修支援 ② 身体障がい者への住宅改造支援  ① 地域公共交通の確保と推進 ② 福祉有償運送による介助付き移送の推進  ① 緊急通報システムの設置 ② 食事サービスの実施 ③ 除雪サービスの実施 ④ 新たな福祉ニーズへの対応
	3 地域における見守りネットワークの充実	(1) 自分で自分を守る取り組み～自助の推進  (2) 住民相互の支え合い、温かな見守り～互助・共助の推進  (3) 行政による情報集約と安否確認～公助の推進	① 自助の推進  ① 互助の推進 ② 共助の推進 ③ 関係機関による見守り支援の推進  ① 異常のサインの周知・啓発 ② 情報の集約とすみやかな安否確認 ③ もれない把握の推進

所管部会

障害者部会〔古川誠部会長〕

計画名

第5期芽室町障がい者福祉計画・第1期芽室町障がい児福祉計画

計画期間

平成30年度～令和2年度（3か年）

計画概要

《根拠法》

障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」（第6条）で策定を規定している。また、児童福祉法の改正により、「障がい者福祉計画」と一体的に、「障がい児福祉計画」を新たに策定する。

《概要》

「障がいの有無に関わらず誰もが共に安心して暮らせる地域社会の実現」を目標とし、4つの施策を掲げ、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯を通じて総合的なサービスを受けられるよう、保健・医療・福祉・子育て・教育・就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進するための計画。

進行管理報告

生涯を通じた総合的なサービスの提供を念頭に、前期計画で掲げた4つの施策の充実を図る。

《主な実施事業》

基本施策1 早期発見及び早期支援

- ・発達支援センターの充実、医療的ケア児への支援、保育所等訪問支援事業の強化

基本施策2 就労支援

- ・福祉的就労事業所等との連携整備、一般就労定着支援の促進

基本施策3 生活支援

- ・グループホームの充実、相談支援体制の強化

基本施策4 支援を広げるための施策

- ・障がいに対する理解啓発の推進、障がいのある人との交流促進

部会開催経過

第1回 平成31年3月4日（月）18:30～19:20  
内容：平成30年度進行管理

# 第5期芽室町障がい者福祉計画・第1期芽室町障がい児福祉計画

## 施策体系

### 基本目標

障がいの有無に関わらず  
誰もが共に安心して暮らせる地域社会の実現

### 基本施策

### 施策の方向

1 早期発見及び早期支援

- (1) 専門的な支援の充実
- (2) 保護者支援の推進
- (3) 地域支援の強化
- (4) 特別支援教育の充実

2 就労支援

- (1) 就労支援体制の強化
- (2) 福祉的就労の充実
- (3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備

3 生活支援

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 居住系サービスの充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 地域での安全安心の確保
- (6) 疾病の予防と早期発見
- (7) ユニバーサルデザインの推進

4 支援を広げるための施策

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 町民活動等への支援

所管部会

子育て部会〔佐藤得男 部会長〕

計画名

芽室町子ども・子育て支援事業計画

計画期間

平成27年度～令和元年度（5か年）

計画概要

教育・保育のサービスの利用量を定め、併せて利用量を満たすための方策を具体的に定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画」と位置付けている。

また、子ども・子育て支援法で規定する「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備・実施はもとより、本町における新たな総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな観点が反映された事業実施の基礎や目標を定めたものである。

なお、次世代推進法に基づき策定した「めむろ次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画として位置付けているものである。

進行管理報告

- 1 芽室幼稚園が平成30年度から認定こども園に移行する方針を定め、町は1・2歳児の保育ニーズ増加の対応策として、これを支援した。
- 2 全ての子どもの状況を確認するため、4か月児検診未受診者には家庭訪問を実施し、子どもの安否確認や養育状況等を確認した。
- 3 めむろ子どもセンターとめむろ西子どもセンターを運営し、児童の放課後の安心・安全な居場所を確保した。

部会開催状況

- 第1回 平成30年6月29日（金）14:00～14:45  
部会長選出、部会開催計画
- 第2回 平成30年8月30日（木）14:00～15:00  
「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理
- 第3回 平成30年12月20日（木）10:00～10:30  
「子ども・子育て支援事業計画」のニーズ調査について

# 芽室町子ども・子育て支援事業計画

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の背景

- (1) 国の少子化対策の経緯
  - (2) 子ども・子育て支援新制度のスタート
- ### 2 子ども・子育て支援事業計画の策定
- (1) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯
  - (2) 支援計画の基本的な考え方
  - (3) 支援計画の根拠と位置付け
  - (4) 支援計画の体系
  - (5) 支援計画の期間

## 第2章 芽室町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境

### 1 人口

- (1) 人口の推移
- (2) 出生数の推移
- (3) 合計特殊出生率の推移
- (4) 世帯数及び1世帯当たりの人口の推移

### 2 幼稚園・保育所

- (1) 幼稚園
- (2) 認可保育所(園)
- (3) 認可外保育所
- (4) 教育・保育施設の利用割合(未就学児)

### 3 放課後児童健全育成事業

- (1) 放課後児童クラブ
- (2) 児童館

## 第3章 計画の基本理念

### 1 基本理念・目標・方針

### 2 基本指針

## 第4章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開

### 1 新制度の全体像

### 2 新制度の事業体系

- (1) 子どものための教育・保育給付
- (2) 地域子ども・子育て支援事業
- (3) 保育の必要性の認定

### 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

#### (1) 推計の手順

### 4 教育・保育の区域設定

- (1) 区域設定の基本的な考え方
- (2) 施設・事業別区域設定一覧

### 5 教育・保育事業の実施計画

- (1) 幼稚園
- (2) 保育所(園)
- (3) 認定こども園

## 6 地域型保育事業の実施計画

- (1) 家庭的保育事業
- (2) 小規模保育事業
- (3) 居宅訪問型保育事業
- (4) 事業所内保育事業

## 7 地域子ども・子育て支援事業の実施計画

- (1) 利用者支援事業
  - (2) 地域子育て支援拠点事業
  - (3) 妊婦健康診査
  - (4) 乳児家庭全戸訪問事業
  - (5) 養育支援訪問事業
  - (6) 子育て短期支援事業
  - (7) ファミリーサポートセンター事業
  - (8) -1 一時預かり事業(幼稚園)
  - (8) -2 一時預かり事業(保育所)
  - (9) 延長保育事業
  - (10) 病児・病後児保育事業
  - (11) -1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
  - (11) -2 放課後児童健全育成事業(児童館)
  - (12) 実費徴収に係る補足給付事業
  - (13) 多様な主体の新制度への参入促進事業
- ## 8 学校教育・保育の推進に関する体制
- (1) 認定こども園の普及に係る考え方
  - (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修会に対する支援
  - (3) 各実施計画の役割及びその推進方策
  - (4) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進方策

## 第5章 関連施策の展開

### 1 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

### 2 児童虐待防止対策の充実

- (1) 要保護児童対策協議会を中核とした連携体制

#### (2) 虐待発生予防の強化

### 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭等の相談支援
- (2) ひとり親家庭への医療費助成の実施
- (3) ひとり親家庭等への保育料軽減

### 4 発達支援システムの充実

- (1) 芽室町発達支援システムの充実
- (2) 課題への連携体制構築

### 5 労働者の職業生活と家庭生活との両立

- (1) 仕事と生活の調和の実現
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (3) 父親の子育て参加意識の向上

所管部会 子育て部会〔佐藤得男部会長〕

計画名 芽室町発達支援計画

計画期間 平成25年度～平成30年度（6か年）

計画概要 発達支援を要する児童を含め、すべての子どもたちが自立し、ともに安心して暮らせる地域生活の実現を目指し、町が取り組むべき事業を明確にし、その充実に資するため本計画を策定。

乳幼児健診から幼稚園・保育所支援、小・中学校支援、児童クラブ、発達支援センター等、多機関に渡る連携を要し、共通ツールの活用、相談支援体制、各協議会、研修体制など様々な事業において一貫した目的の共通理解を要するために、本計画において方向性を示す。

#### 進行管理報告

- 1 芽室町発達支援システムを打ち出した前期計画（H20～24）を受けて、一貫性と継続性のある支援を構築するため、より一層の充実を図った。
- 2 乳幼児期から就学へ向けた早期支援に続く、後期中等教育から地域生活への移行場面での支援の充実。  
「すべての子どもたちが自立しともに安心して暮らせる地域社会の実現」を目指し、各担当課において目標値を見据えた計画の評価・進行管理を行った。

#### 部会開催状況

- 第1回 平成30年6月29日（金）14:00～14:45  
部会長選出、部会開催計画、「発達支援計画」の見直し概要について
- 第2回 平成30年8月30日（木）14:00～15:00  
「発達支援計画」の進行管理と計画素案について
- 第3回 平成30年12月20日（木）10:00～10:30  
「発達支援計画」（案）について



# 芽室町発達支援計画

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1-1 計画作成の背景
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画の期間
- 1-4 計画が目指すもの

## 第2章 芽室町発達支援システムとは

- 2-1 芽室町発達支援システムとは

## 第3章 計画の概要

## 第4章 ライフステージ別における施策内容

- 4-1 早期発見
  - 4-1-1 現状と課題
  - 4-1-2 施策の方向性
  - 4-1-3 施策内容
- 4-2 一貫性と継続性のある支援の構築
  - 4-2-1 現状と課題
  - 4-2-2 施策の方向性
  - 4-2-3 施策内容
- 4-3 保護者支援
  - 4-3-1 現状と課題
  - 4-3-2 施策の方向性
  - 4-3-3 施策内容
- 4-4 特別支援教育
  - 4-4-1 現状と課題
  - 4-4-2 施策の方向性
  - 4-4-3 施策内容
- 4-5 就労支援
  - 4-5-1 現状と課題
  - 4-5-2 施策の方向性
  - 4-5-3 施策内容
- 4-6 その他
  - 4-6-1 現状と課題
  - 4-6-2 施策の方向性
  - 4-6-3 施策内容

所管部会 子育て部会〔佐藤得男部会長〕

計画名 芽室町放課後子どもプラン

計画期間 平成25年度～平成30年度（6か年）

計画概要

少子化、核家族化、不審者問題など、社会環境の変化する中、放課後等の子どもたちが安心して過ごせる居場所、遊び場づくりの必要性により、平成24年度で終了する学童保育基本計画から、放課後の全児童対策とする計画へと見直しを図った。

個別計画における放課後関連施策及び事業を推進するための総合的な放課後児童対策とするもので、子どもセンターを拠点とし、異世代交流や集団活動の中で、子どもたちの人間性がより深く、より豊かになることを目指した計画としている。

#### 進行管理報告

- 1 全児童に対する放課後の居場所として、芽室小学校区、芽室西小学校区における児童館と児童クラブを一体化した子どもセンターの管理・運営を引き続き行った。
- 2 芽室南小学校区に、ひだまり保育所と一体化した「みなみっ子児童館」を建設、平成30年度から運営を開始。南小学校区の児童の安全な放課後の居場所づくりとなっている。
- 3 地域の運営委員会が上美生小学校区において運営している「上美生学童クラブ」の財政支援（人件費等補助）を継続して実施した。

#### 部会開催状況

- 第1回 平成30年6月29日（金）14:00～14:45  
部会長選出、部会開催計画、「放課後子どもプラン」の見直し概要について
- 第2回 平成30年8月30日（木）14:00～15:00  
「放課後子どもプラン」の進行管理と計画素案について
- 第3回 平成30年12月20日（木）10:00～10:30  
「放課後子どもプラン」（案）について

- 1 プランの概要
  - 1-1 プラン策定の背景
  - 1-2 プランの位置付け
  - 1-3 プランの期間
  - 1-4 プランが目指すもの
  
- 2 放課後児童対策事業の現状と課題
  - 2-1 放課後児童健全育成事業
    - (1) 放課後児童健全育成事業とは
    - (2) 児童クラブの現状
    - (3) 放課後児童健全育成事業の課題
      - ① 入所児童数の推移と今後の推計
      - ② 児童クラブの運営
      - ③ 指導員の配置
      - ④ 多様化する保育ニーズ
      - ⑤ 施設の老朽化
  - 2-2 放課後子ども教室推進事業
    - (1) 放課後子ども教室推進事業とは
    - (2) 放課後子ども教室の現状
    - (3) 放課後子ども教室推進事業の課題
  - 2-3 児童館事業
    - (1) 児童館事業とは
    - (2) 児童館の現状
    - (3) 児童館の課題
      - ① 指導員の配置
  
- 3 課題解決に向けた具体的な事業推進
  - 3-1 子育て支援の拠点
    - (1) 上美生小学校区の放課後対策
    - (2) 南小学校区の放課後対策
    - (3) 芽室小学校区子どもセンター（南プール跡地活用）
  - 3-2 民営化等の検証
  - 3-3 待機児童数ゼロの堅持
  - 3-4 新たな保育ニーズへの対応
  - 3-5 子どもの居場所づくりの創出
  - 3-6 健康の推進
  
- 4 「1人ひとりの子ども」の養育の視点
  - 4-1 指導員の資質向上
  - 4-2 運営会議の実施
  - 4-3 発達支援センターとの連携
  - 4-4 要保護児童への対応
  - 4-5 小学校との連携強化
  - 4-6 地域との交流
  - 4-7 新たな運営方法の模索
  - 4-8 施設の維持・修繕などの整備
  
- 5 子育て支援策としての保育事業
  - 5-1 今後の町の子育て支援策と保育サービス

所管部会

子育て部会〔佐藤得男 部会長〕

計画名

芽室町保育基本計画

計画期間

平成25年度～平成30年度（6か年）

計画概要

平成20年4月からスタートした第4期芽室町総合計画（平成20年度～平成30年度）では、豊かな自然環境と農業を表す「みどり」を基盤として、子どもを町全体で育む「子どもにやさしいまち」を将来像としており、町が限られた資源を生かし、行政として保育の主体の役割を担っていくため、本計画を平成24年度に策定した。

「第9次芽室町行政改革大綱」を踏まえ、「次世代育成支援行動計画」（この計画の後継計画は、現在の「芽室町子ども・子育て支援事業計画」である。）との整合性を図り、町が保育施策に取り組むための計画である。

進行管理報告

- 1 待機児童対策では、認可保育所に入所できない20人の児童に対し、保育料の助成を行った。
- 2 町と民間の保育士がともに研修する機会として「保育士合同研修会」を開催し、人材育成に努めた。
- 3 発達相談事業において、保育所・幼稚園在園児童の相談を行い、望ましい支援体制や情報引継ぎに努めた。

部会開催状況

- 第1回 平成30年6月29日（金）14:00～14:45  
部会長選出、部会開催計画、「保育基本計画」の見直し概要について
- 第2回 平成30年8月30日（木）14:00～15:00  
「保育基本計画」の進行管理と計画素案について
- 第3回 平成30年12月20日（木）10:00～10:30  
「保育基本計画」（案）について

# 芽室町保育基本計画

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1-1 計画策定の背景
- 1-2 計画の位置付け
- 1-3 計画の期間
- 1-4 計画が目指すもの

## 第2章 保育をめぐる経過と現状

- 2-1 人口と就学前児童数
- 2-2 入所児童数
- 2-3 保育の内容
- 2-4 読書環境の整備と食育推進
- 2-5 健康の推進

## 第3章 保育を取り巻く課題

- 3-1 入所児の推移
- 3-2 待機児童への対応
- 3-3 乳児保育と3歳未満児保育の増加
- 3-4 保育ニーズの多様化
- 3-5 農村地域保育所のあり方
- 3-6 運営形態と運営経費
- 3-7 危機管理体制の強化

## 第4章 課題解決に向けた方策と展開

- 4-1 待機児童ゼロ対策の継続
- 4-2 危機管理・衛生管理体制の改善
- 4-3 民間事業者との連携強化
- 4-4 情報の連続と連携

## 第5章 新たな保育環境の展望と創出

- 5-1 農村地域保育所の展望確立
- 5-2 少子化時代の新たな保育環境と保育機能の創出